

教育の情報化に関する手引―追補版―

令和2年6月
文部科学省

第4章 教科等の指導におけるICTの活用

第4節 特別支援教育におけるICTの活用

2 様々な学習上の困難さに応じたICTの活用

(1) 発達障害のある児童生徒へのICTの活用

2) ICTの活用による学習の支援

①読み書きに関する場面

読字や書字に困難さがある児童生徒の場合、読み書きはすべての学習に必要な要素であることから、学習上、支障を来している可能性がある。さらに、学習意欲や自己評価にも影響を及ぼしていることが予想される。このような場合、読み書きについての意欲を引き出すための活用と、読字や書字の作業自体の過程を支援することが重要である。

③書字の困難さがある場合

学習への意欲を引き出すためには、文章を書くことへの抵抗感を減らし、楽しんで記録したり大切なことをメモしたりできる情報機器の活用が考えられる。近年普及しているタブレット型のコンピュータでは、容易に文字を入力することができるほか、音声を録音したり、板書を書き込むことに困難がある児童生徒であれば、カメラ機能を使って記録を取ったりすることもできる。ここで気をつけなければならないのは、授業に参加し学習内容を理解することにある。ただ単に記録だけ取り、内容を理解しないのであれば、ノートに書くなどの作業だけと同じになる。記録した内容を読み返したり、自分なりにメモを整理したりするなどの指導を行うことが重要である。

また、タブレット型のコンピュータでは書字のトレーニングに使用することもできる。これらは、通級による指導の時間の書字トレーニング用の機器としての活用が想定できる。書字のトレーニングソフトなどを活用することで、興味や注意を持続させながら、書字後すぐにコンピュータから正誤の反応を得られたり、書字のスピードや形状、書き順の記録を取ったりすることでトレーニング効果を自己評価したりすることもできる。さらに、指先の微細なコントロールのトレーニングや、漢字や英単語等の記憶のトレーニングとしても活用することができる。また、タブレット型のコンピュータだけでなく、デジタルカメラで撮影して板書の記録を残したり、ICレコーダーなどで録音するなどして記録したりすることも考えられる。